

第1回鳥取県最低賃金専門部会

1 日時 令和7年7月31日(木)15時30分～17時20分

2 場所 鳥取第一地方合同庁舎 2階共用会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、山下委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、古山監督課長、中塚賃金室長、
清水賃金室長補佐、川島賃金指導官、山田専門監督官

4 議事

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 鳥取県最低賃金専門部会の運営について
- (3) 鳥取県最低賃金の改正審議について
- (4) その他

5 資料目次

- (1) 鳥取県最低賃金専門部会委員名簿
- (2) 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程

6 議事内容

○清水賃金室長補佐 ただ今から第1回鳥取県最低賃金専門部会を開催します。

本日は、委員の皆様全員の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを報告します。

本日の専門部会は公開としており、3名の傍聴者の方がお見えになっております。傍聴者の皆様には、傍聴に当たって遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。

それでは、まず、労働基準部長の高橋から挨拶させていただきます。

○高橋労働基準部長 今、インターネットで確認をしてきましたが中央最低賃金審議会の目安小委員会は13時から始まっており、今日中に目安が出るかどうかなかなか予断を許さない状況です。

しかし、全国的には昨日今日と多くの労働局で第1回専門部会が開催されており、鳥取におきましても本日から令和7年度の鳥取県最低賃金の審議が本格的に始まるころです。

委員の皆様方におかれましては、本当に暑い中、それから御多用の中、これからいろいろ大変苦勞をおかけしますが、どうかこの鳥取県にふさわしい最低賃金を決定していただきますようお願いいたします。

○清水賃金室長補佐 それでは、議事に入らせていただきます。

議事1の部会長及び部会長代理の選出についてですが、最低賃金法第25条第4項の規定により、部会長及び部会長代理は公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされており、

選挙の方法につきましては、慣例により委員から推薦をいただき、全ての委員の同意をもって決定することとなっておりますが、本年も同様の方法で進めたいと考えております。よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。ここで、専門部会から参加いただく委員を紹介させていただきます。

〔河村委員紹介〕

○清水賃金室長補佐 それでは部会長について、どなたか推薦いただけますでしょうか。

石川委員お願いします。

○石川委員 本審と同様、佐藤委員に専門部会の会長もお願いできればと推薦します。

○清水賃金室長補佐 ありがとうございます。

部会長に佐藤委員を推薦いただきましたが、異議なければ承認いただいたということですのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。全員の承認をいただきましたので、佐藤委員に部会長をお願いします。それでは、佐藤部会長に挨拶と部会長代理の推薦をお願いします。

○佐藤部会長 本審に引き続きまして兼任ということで部会長を引受けさせていただきます。部会長代理は本審と同様に中野委員にお願いしたいと思いますが、お願いできませんでしょうか。

○中野委員 はい、分かりました。

○佐藤部会長 では、中野委員をお願いします。

先ほど高橋部長からも話がありましたが、目安がまだ出ていない段階での審議の開始となります。以前でしたら、目安に幾ら積むというような考え方をしていたと思いますが、鳥取の場合は、目安に幾ら積むという考え方ではなく、労使それぞれに根拠のある数字を出していただいた結果、目安より幾ら上回っていた、目安より幾ら下回っていたというように、結果的にその目安を見ていくというような使い方をしてきたと思っております。

今年度も法令に根拠のある3要素を重視しつつ、労使それぞれ根拠のある主張をしていただいて、その中から先ほど高橋部長もお話されていましたが、鳥取にふさわしい最低賃金額、鳥取の皆さんが納得感のある最低賃金額を決めていけたらいいなと考えております。よろしくをお願いします。

○清水賃金室長補佐 それでは、中野部会長代理の挨拶をお願いします。

○中野委員 昨年に引き続きまして部会長代理をさせていただきます。佐藤部会長と一緒に、また労使の方の意見をそれぞれ聞きながら、いい方向に進めていけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

○清水賃金室長補佐 ありがとうございます。それでは、佐藤部会長、この後の議事進行をよろしくをお願いします。

○佐藤部会長 それでは議事の1番目が終わりましたので、引き続き2番目、鳥取県最低賃金専門部会の運営について、事務局から専門部会及び議事録の公開、議事録の確認等についての説明をお願いします。

○清水賃金室長補佐 専門部会及び議事録の公開、議事録の確認等につきましては、本審議会と同様に専門部会は公開し、議事録も個人・団体名などの個人情報に係るものを除き公開の取扱いとし、議事録の確認委員に関しては部会長及び部会長が指名した委員2名が確認していただくことでよろしいか、確認をお願いします。

○佐藤部会長 ありがとうございます。ただ今の事務局説明について意見、質問等が無いようでしたら、本審議会と同様の取扱いとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、本審議会と同様の取扱いとします。議事録の確認について労働者側を代表する委員は山下委員、使用者側を代表する委員は西村委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○山下委員 承知しました。

○西村委員 承知しました。

○佐藤部会長 それでは、次は議事の3番目、鳥取県最低賃金の改正審議ですが、これは専門部会の本体に関わる問題になりますので、今後の進め方について私と労働者側代表の山下委員、使用者側代表の西村委員の三者で協議をさせていただきたいと思います。それでは休会にします。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 大変お待たせしました。三者の協議が終わりましたので再開します。

それでは、議事の3番目、鳥取県最低賃金の改正審議についてですが、中央最低賃金審議会からの目安答申がまだ行われていないことを午前中に確認しました。

本日は第1回の専門部会ですので、労使双方から審議に臨むに当たって基本的な考え方をお伺いしたいと思っておりますが、その前に一旦、公益委員が労働者側、使用者側それぞれの委員から意見をお聞きしたいと考えております。

まずは、公益と労働者側で協議させていただき、その後、使用者側と協議させていただき、その後、それぞれ意見表明をしていただきます。それでは休会にします。

〔公労協議〕

〔公使協議〕

○佐藤部会長 では再開したいと思います。

今、労働者側及び使用者側と協議をさせていただいたのは今後の審議日程についてでしたが、当初予定していたとおり8月8日結審を目指していきたいということでまとまったことを、まずは報告をさせていただきます。

ただ、目安が8月8日を越えて出てきた場合は、当然それはかなわないこととなりますので、明日もしくは来週早々には出るということが前提ではあります。

その上で、今回の鳥取県最低賃金の改正審議について、労使双方がどのような姿勢で臨

むのか話していただきます。では、労働者側の山下委員お願いします。

○山下委員 先ほど佐藤部会長も言われましたように今年はまだ目安が示されていないという状況の中で何とも言えない部分はありますが、2025年度の春季生活闘争では昨年に引き続き高い水準の賃上げが見込まれている状況であります。米をはじめとした食料品や生活必需品の物価高騰もありまして、やはり最低賃金近傍で働く仲間というのは大変厳しい状況にあると考えています。目安額が示されていないので、労働者側としてもどこのところで議論をしていくのかということではありますが、やはり連合としてはリビングウェイジという指標がありますので、しっかりそのリビングウェイジを目標に議論を進めてまいりたいと思っています。

あとは地域間格差について近隣の県も踏まえて、労働力の流出につながらないように、しっかりこの地域経済、鳥取の経済を見据えて鳥取で最適な最低賃金になるように協議をしていきたいと考えております。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。他の労働者側員の方は何かありますか。北畑委員お願いします。

○北畑委員 私は、今、政府で出されております2020年代の全国平均1,500円について、当審議会においてもしっかりと意識していかなければいけないと考えております。ここについてどう考えていくのか、これもこの審議会の中で求められるものだと考えております。

その上で先ほど山下委員が言われました今年度の春闘の結果について、連合鳥取の集計では6月30日現在で、連合鳥取結成以来となった昨年以上となる4.57%の賃金の引上げがされている結果となっております。

また一方では鳥取県の労働組合の組織率ですが、雇用人材局の雇用・働き方政策課の公表した令和6年の労働組合基礎調査によりますと、鳥取では13.2%の組織率ですが、連合鳥取の組織率に限定しますと鳥取県下の労働者の組織率は10.8%、約1割ということですので、多くの方々が組織化されておらず、春闘の枠の中に入っていない方々になります。よって、この人たちの労使交渉の機会がなく、賃上げの状況が不透明ということ、この辺もしっかりと私たちは考慮していかなければいけないと考えております。

仮に時間給1,000円だとしても年収200万円程度というのは、これまでの最低賃金の審議の中でも共有をしておりますが、そういった意味では私たちの出来る最低限として、連合でまとめているリビングウェイジにこだわるという考え方を改めてお伝えした

いと思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。河村委員はよろしいですか。

○河村委員 大丈夫です。

○佐藤部会長 そうですか。では、使用者側の西村委員お願いします。

○西村委員 午前中の審議会の中でも話しましたが、やはり使用者側としては賃金決定の原則を踏まえた上で、これまでと変わらず物価上昇に伴う実質的賃金の目減り部分の補填と、安定した経営を前提とした安定した雇用の確保とを主眼において議論を進めてまいりたいと思っています。

特に冒頭で高橋部長と佐藤部会長もおっしゃいましたが、せっかく各都道府県で別々な審議を別々にしているという意味合いも含めたところで、鳥取県にふさわしい最低賃金というものを決めていかないといけないだろうと思っております。そのような中で、今、単純に金額だけを見て金額が低いものが悪いようなイメージが浸透しているように思うのですが、その金額というのはそれぞれ意味があって、審議の結果として生み出されたものであることを考えた上で、最終的にこういった結果になったとしても、それはふさわしい金額になったと捉えられていく風潮も必要だろうと思います。

それぞれが明確な根拠に基づいて、最終的に数字合わせみたいな協議にならないようにしていかないといけないと思っております。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。花原委員、池谷委員は何かありますか。では花原委員お願いします。

○花原委員 毎年この時期になると、いろんな根拠という形で議論されていますが、その根拠が来年も再来年も同じであれば私も全く異存はないのですが、毎年違ってきている感じがします。数年前は影響率が20%を超えないという話も出てきましたが、今は影響率も完全に20%を超えてしまっているので、今度はまた違う根拠を持ってこようというのでは、私はおかしいと思います。

また、市況というのはかなり前後するので良いときも悪いときもある。ただ悪いからといって賃金を下げるわけにもいけないので、例えば5年先、7年先、8年先に目標として1,500円にして、1,500円に到達すれば次は2,000円という金額が出て来ますので、15年先には2,000円にしますという大ざっぱな目標を掲げれば、経営者としてもそれに対する備えはできると考えています。したがって、何年先に幾らになるというのは会社の経営者として必要なのかなと考えています。しかし、今、石破総理が5年間

で1,500円と銘打ち、今までの最高の上昇率が6.9%だった中で7.3%というかつて無かったような数字が急に出てきました。

今までの2、30年で全く賃金が上がらなかったという状況があり、日本は各国と比べてかなり差が出来てしまいましたが、その差を縮めるために急激に上げると会社の経営が本当に成り立っていくか疑問がありますので、ある程度緩やかな上昇気流を持ちながら10年先、15年先を見越した目標を掲げ、いろんな経済状況が変動すれば、それに対してはこういう対策をしますよというやり方が必要ではないかと私は思っております。

まだ目安が出てこないの分かりませんが、去年の目安が50円で最終的に鳥取県では57円の上昇になりましたが、今年はそれ以上の目安が出てくるのではないかと考えています。石破総理の方針が5年で1,500円となったので、仮に7.3%の上昇率でいくと70円ぐらいになってしまいますが、それをやると企業としては大変なのかなと思っております。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。池谷委員は大丈夫ですか。

○池谷委員 大丈夫です。

○佐藤部会長 ということで労働者側、使用者側、それぞれから意見を賜ったところです。

本来であれば本日目安が出ていて、何円ぐらいというお話ができたのかなと思うのですが、このところ、この鳥取の審議会においては、目安に1円積むとか2円積むとか、そういう考え方ではなくて、労使それぞれが出していただいた金額と根拠、その妥当性から鳥取のあるべき金額を判断するというところで、あまり目安というものを重視していないという現実もあります。

そこで、一度確認をしておきたいので事務局に質問をしますが、この目安の法令上の根拠はあるのでしょうか。

○高橋労働基準部長 私からお答えします。目安制度は法令上の根拠のある制度ではありません。これは昭和50年の5月に、当時の労働大臣から中央最低賃金審議会に最低賃金の在り方について諮問があり、昭和52年の12月に答申があった制度です。

その背景としては、当時の日本は高度経済成長が終わり、これまでのいわゆる労働力の需給関係だけではなかなか各地域で自立的に賃上げをすることが困難になりつつあった時代の中で、より一層最低賃金の重要性が増した。その中でどのような最低賃金の在り方が必要なのか中央最低賃金審議会が2年間にわたって議論いただき、議論の過程で各地方最低賃金審議会からもいろんな意見をいただいて、取りまとめられたのが目安制度です。

この目安制度の意義というのは、いわゆる都道府県の地域間格差と、産業間格差といったものを一切考慮しないで、低廉な賃金の状態にある方々の平均的な状態を念頭に置きながら、いわゆる最低賃金の最低水準について目安として示すという制度です。

もちろん各地域の最低賃金の3要素などを基に審議しますので、全国一律の最低賃金である必要はありませんが、最低賃金法の中で賃金の低廉な方々の最低限の賃金額を保障し、生活の安定を図るということもこの最低賃金の目標の一つとなっているため、日本で働く方々の最低限の賃金を何かしらの方法で保障しなければいけないという中で、この目安制度が出てきたと理解しております。

その後、この目安制度は平成から令和にかけて幾度もいろいろな変更がされましたが、その変更審議の中でも、やはりこの目安制度は必要だという公労使の共通認識の下で現在に至っております。

目安の金額に各地方最低賃金審議会が拘束されることはありませんが、こういった経緯を考えますと目安額は最大限に尊重いただく必要があると事務局は考えています。

○佐藤部会長 ありがとうございます。今目安制度の説明をいただきましたが何か質問ありますか。花原委員どうぞ。

○花原委員 昨年は徳島県で知事の要請という形で県が介入されましたが、今年は愛媛、福島も県が介入するのではないかという話を聞きました。こういう介入がこれからも続くとなると、この最低賃金審議会の在り方をどう考えたらいいのか。質問として投げかけさせていただきたいと思います。

○高橋労働基準部長 お答えします。なかなか回答にはなりません、確かに近年は、いわゆる行政が介入している地方最低賃金審議会があります。今年度も茨城だったり佐賀だったり、政労使会議でこの最低賃金について具体的に検討されている地域もあるようです。また、秋田でも知事から地方最低賃金審議会に要請があったと聞き及んでおります。

あくまでも最低賃金というのは、この地方最低賃金審議会が独自に決めるものです。行政が絡んで最低賃金を決めることが良いか悪いか、私はなかなかコメントしかねます。ただし昨年の徳島でしたら近畿圏への人口流出、若者の流出というのを重く捉えていたと聞いておりますが、県としてもそれぞれの事情があって課題解決のために要請されており、この流れは今後も続くのかなというのは個人的感想であります。

○花原委員 私が思うのは昨年の徳島県が50円の目安を出されて、結局84円で34円もプラスされた。それを考えると、例えば愛媛はBランクだがCランクより最低賃金額が

低いので、昨年徳島がやったように目安より絶対プラスアルファしないといけないとなる。そうすると今までの低いところは全部底上げ、底上げとなり、目安プラスアルファがかなり高くなるのではないか、そういう圧力があるのではないか、それが不安要素としてあります。

○高橋労働基準部長 私の聞き及んでいるところによりますと、徳島も行政の絡みよりも、客観的な数字に基づいて前回の84円という賃上げをしたとのことですので、やはり一番大事なことは客観的な数字に基づいて決定することだと思います。

○花原委員 あと1点、先ほど公益との協議でも話をしたのですが、今の総理大臣は鳥取県選出の方で、5年間で最低賃金を1,500円にすると行ったのも今の総理大臣です。

それに対して鳥取県はこれぐらいで決まるのか、それは少ないのではないかと、いわゆる圧力的なことがあるのではないかと考えています。

これは質問ではなく意見として皆さんに共有をしておきます。

○佐藤部会長 それでは、意見ということで賜っておきます。

先ほど説明にあったように目安というものは法令上の根拠はないので、我々としては最低賃金法及び最低賃金審議会令等の成文になっている法令を最大限重視しつつ、ただ先ほど高橋部長がおっしゃられたように、目安も尊重してほしいということなので尊重はするという立場で審議を進めたいと思います。したがって、重視すべきはやはり3要素です。法律上明確な根拠があって、これを考えなくてはいけないという3要素に立脚しつつ、目安も見ていくということになりますので、現時点で目安がなくても問題なしということで進めていきたいというふうに思います。

では、西村委員お願いします。

○西村委員 すいません。私もその考え方に同意するところではありますが、一方で報道でしか確認をしていないのですが、目安に対して上乘せをした地域に対しては、手厚い支援があるということも政府で表明がされています。実際、これから私どもも、この審議会の中で最低賃金額を決定していかなければいけないのですが、それを判断する上で考慮すべき点になるのかということはいかがでしょうか。要は有効なものだと我々は認識した上で今後の判断をすべきなのか、あるいはその辺は全く考慮する必要のないものなのか。お答えできる範囲で回答をお願いします。

○佐藤部会長 では、高橋部長、お願いします。

○高橋労働基準部長 私どもも本省には問合せをしていますが、現段階で明確な回答はな

いです。目安に上乘せしたときに県の補助金とか助成金という書き方をされていますが、どのような形でどの程度のものなのかということも今のところは全く分かりません。今後、秋に補正予算が組まれるという報道もありますので、その中でどのようなものが出てくるのかということになります。例えば目安より1円上げただけで、この県内の事業者の方に多くのメリットがあるというものであれば、やはり審議会としても考慮する必要はあるのではないかと思います。現段階ではその中身が全然分からないというのが正直なところでございます。我々も情報が入りましたら、また委員の方々に共有させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤部会長 ありがとうございます。西村委員、よろしいですか。

○西村委員 よろしく申し上げます。他の委員の方はいいですか。では河村委員お願いします。

○河村委員 目安についての考え方ですが、中央最低賃金審議会で目安について審議するにあたって、まず重視すべき点は最低賃金がセーフティーネットとして機能しているのかどうかということで、それがあった上での3要素だと思います。

ただ以前から中央最低賃金審議会の中で目安の議論をされるときに、大抵のケースで3要素が先行しています。本来は石破総理というか政府で1,500円を目指すと言われたその1,500円の根拠を明確に示すべきであって、それがセーフティーネットとして機能し得る最低賃金の水準なのかどうかという議論が抜けていることが、私としては一番違和感があるところです。そこを踏まえた上で3要素をもって目安の額を審議する。そこで示された中央最低賃金審議会の目安を尊重して地域での審議を行う。これが本来のあるべき姿だと思います。ただ、今の中央最低賃金審議会の議論はそういうになっていないということが非常に残念でなりません。

また、先ほど西村委員からありました目安を超えれば支援をするというその考え方自体も、そもそもでは目安とは何なのかという話になってくると思います。当然、目安というのがセーフティーネットの水準を確保できているという前提ですが、その前提の上で、3要素で判断をする。そして3要素で判断をした結果、目安を下回ざるを得ない県に対して支援をするのが本来の政府の仕事ではないかと思います。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では花原委員お願いします。

○花原委員 1,500円は切りのいい数字だと思いますから、根拠はないと思います。

1,500円に到達したら次は切りのいい数字で2,000円が出てくると思います。

○佐藤部会長 はい。せっかくなので、他の委員の方もどんどん意見を言っていただいで良いですよ。

(なし)

特にもうよろしいですか。では今後いつ目安が出てくるかは分かりませんが、取りあえず我々はやるべきことをやるということで次回以降もよろしくをお願いします。

では、議事の4番目、その他について事務局からお願いします。

○清水賃金室長補佐 それでは、事務局から今後の専門部会等の日程について説明させていただきます。4回目まで日程を設定しておりまして、第2回目の専門部会は明日、8月1日金曜日の14時から、第3回目が8月4日月曜日の同じく14時から、第4回目の専門部会は8月5日火曜日の13時30分からを予定しております。会場は、全て鳥取労働局の4階大会議室になります。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、今お話をさせていただいたとおりの予定でまいります。

今お話しいただきませんでした先ほど三者で合意が取れましたので、5回目が6日、6回目が7日、7回目が8日で、8日に結審できたらいいなと思っております。もちろん毎年同じことを申し上げておりますが、全会一致でお願いできればと思っております。

では、これにて第1回の専門部会を終了したいと思います。本日はどうもありがとうございました。